

盛岡広域振興局長告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、岩手山麓土地改良区（滝沢市）の定款の変更を認可した。

令和7年4月4日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和